

○建設省告示第千百二十六号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十七条の二第二項及び第三項並びに第二十二條の五第二項及び第三項の規定に基づき、建設大臣の行う認定に関する手続を次のように定める。

平成六年三月三十一日

建設大臣 五十嵐広三

改正 平成十二年十二月二十八日 建設省告示第二千五百三十五号

改正 平成十三年一月九日 国土交通省告示第五号

（認定の申請）

第一条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三条。以下「令」という。）第二十二條の八第四項及び第五項並びに第三十九條の五第五項及び第六項に規定する認定を受けるための申請は、一団の宅地の造成に関する事業又は一団の住宅建設に関する事業を行う個人又は法人（以下「申請者」という。）が、国土交通大臣に対して、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載した書面（以下「申請書」という。）を提出して行うものとする。

- 一 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第三十四条の二第二項第三号イ及びニ又は法第六十五条の四第一項第三号イ及びニに掲げる要件に該当する一団の宅地の造成に関する事業（住宅建設を併せて行う場合を含む。）次のイからリまでに定める事項
 - イ 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - ロ 当該事業による造成に係る一団の土地の所在
 - ハ 当該事業による造成に係る一団の土地の面積
 - ニ 当該事業により造成される宅地のうちに当該事業の用に供するために土地等が買い取られる者に対し分譲されるもの（以下「優先分譲宅地」という。）がある場合（造成に係る一団の土地の面積が二十ヘクタール未満である場合に限る。）にあつては、その合計面積及びハに対しても優先分譲宅地の合計面積が占める割合
 - ホ 当該事業により造成される住宅建設の用に供する土地の面積
 - ヘ 当該事業により造成される都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十四項に規定する公共施設の用に供する土地の面積
 - ト 一の住宅の建設の用に供する造成宅地の規模に係る事項
 - チ 都市計画法第二十九条又は同法附則第四条の許可に係る事項
 - リ その他参考となるべき事項

二 法第三十四条の二第二項第三号ロ及びニ又は法第六十五条の四第一項第三号ロ及びニに掲げる要件に該当する一団の宅地の造成に関する事業（住宅建設を併せて行う場合を含む。）次のイからへまでに定める事項

イ 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ロ 当該事業による造成に係る一団の土地（当該事業に係る土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第四項に規定する施行地区内において当該土地等の買取りをする個人又は法人の有する当該施行地区内にある一団の土地に限る。ハにおいて同じ。）の所在

ハ 当該事業による造成に係る一団の土地の面積

ニ 一の住宅の建設の用に供する造成宅地の規模に係る事項

ホ 土地区画整理法第四条第一項又は第十四条第一項に規定する認可に係る事項

へ その他参考となるべき事項

三 法第三十四条の二第二項第三号ハ及びニ又は法第六十五条の四第一項第三号ハ及びニに掲げる要件に該当する一団の住宅建設に関する事業 次のイからへまでに定める事項

イ 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ロ 当該事業が行われる土地の所在

ハ 当該事業により建設される住宅の戸数

ニ 当該事業により建設される住宅のうち当該事業の用に供するために土地等が買い取られる者に対し分譲されるもの（以下「優先分譲住宅」という。）がある場合にあつては、その合計戸数及びハに対して優先分譲住宅の合計戸数の占める割合

ホ 当該事業により建設される一の住宅（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第一項に規定する建物の部分で住居の用途に供するものにあつては、当該部分）の床面積に係る事項

へ その他参考となるべき事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請に係る事業の概要を明らかにした書面

二 申請に係る事業により造成される宅地又は建設される住宅の処分方法を明らかにした書面

三 申請者が既に取得している土地等の所在を表示した図書

四 その他認定すべき事項の確認に必要な書類

（認定証の交付）

第二条 国土交通大臣は、前条第一項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載されている事項について審査を行い、当該申請に係る事業が、令第二十二條の八第四項若しくは第五項又は令第三十九條の五第五項若しくは第六項に規定する認定を受けるための要件を満たすものであ

ると認めるときは、その旨を証する書類を認定証として当該申請者に交付するものとする。

(申請書の提出)

第三条 第一条第一項に規定する国土交通大臣に提出すべき申請書は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人を経由して提出することができるものとする。

一 法第三十四条の二第二項第三号イ及びニ若しくは法第六十五条の四第一項第三号イ及びニに掲げる要件に該当する一団の宅地の造成に関する事業又は法第三十四条の二第二項第三号ハ及びニ若しくは法第六十五条の四第一項第三号ハ及びニに掲げる要件に該当する一団の住宅建設に関する事業 次のイからトのいずれかの法人

イ 社団法人 全国住宅地協会連合会（所在地・東京都新宿区新宿一丁目二十六番六号）

ロ 社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会（所在地・東京都千代田区岩本町二丁目六番三号

）

ハ 社団法人 全日本不動産協会（所在地・東京都千代田区紀尾井町三丁目三十番）

ニ 社団法人 都市開発協会（所在地・東京都千代田区永田町二丁目十四番三号）

ホ 社団法人 日本高層住宅協会（所在地・東京都新宿区西新宿二丁目六番一号）

ヘ 社団法人 日本住宅建設産業協会（所在地・東京都千代田区麴町五丁目三番）

ト 社団法人 不動産協会（所在地・東京都千代田区霞ヶ関三丁目二番五号）
二 法第三十四条の二第二項第三号ロ及びニ又は法第六十五条の四第一項第三号ロ及びニに掲げる要件に該当する一団の宅地の造成に関する事業 財団法人 区画整理促進機構（所在地・東京都千代田区平河町二丁目三番十一号）

2 国土交通大臣は、前項各号に定める法人に、前項の規定により当該法人を経由して提出された申請書に係る第二条に規定する国土交通大臣が行う事務の一部を補助させることができるものとする。

附 則

この告示は、平成六年四月一日から適用する。

前 文（抄）平成十二年十二月二十八日 建設省告示第二千五百三十五号
平成十三年一月六日から施行する。

前 文（抄）平成十三年一月九日 国土交通省告示第五号
平成十三年一月九日から適用する。

